

航空運送事業に使用される大型飛行機の座席の耐衝撃要件強化について

平成21年9月
航空局技術部
航空機安全課

1. 背景

我が国で航空運送事業に使用される大型飛行機に関しては、通常の飛行機に求められる耐空性要件に加え、乗客の安全を確保するという観点から、航空局技術部長通達「本邦航空運送事業者が行う航空運送事業に使用される大型飛行機に係る装備等の要件」（以下、「本通達」という。）において、その装備等の追加要件が規定されています。

飛行機に装備される座席については、非常着陸等の衝撃から乗客を保護する性能が従前に比較して優れた座席が開発され、既に新しい設計の機種では当該座席（耐空性審査要領第三部 3-8-1A「非常着陸の動的状態」の要件（以下、「動荷重要件」という。）に適合）が搭載されています。一方、新規に製造される航空機でも、設計が古い機種では当該座席の搭載は求められていません。このため、本通達において、新たに製造される乗客輸送用飛行機に備える全ての乗客用座席及び客室乗務員用座席について、動荷重要件に適合した座席とすることを義務付け、搭乗者の安全性の向上を図ることとします。

なお、米国においても、FAR（連邦航空規則）121.311の改正に伴い、1958年（昭和33年）1月1日以降に型式証明がなされ、2009年（平成21年）10月27日以降に製造された、耐空類別が飛行機輸送Ⅰの航空機を乗客輸送に供する場合、乗客用座席及び客室乗務員用座席について、FAR 25.562の要件（我が国の動荷重要件に対応する要件）への適合が義務付けられることとなっております。

2. 改正概要

本通達の適用を受ける飛行機であって、平成21年10月27日以降に製造された、耐空類別が飛行機輸送Ⅰの乗客輸送用飛行機に備える乗客用座席及び客室乗務員用座席について、動荷重要件に適合することを求める予定です。

3. スケジュール

平成21年10月中を目途に、本通達の改正を実施する予定です。なお、本通達については、当該要件以外の装備要件に関しても見直しを行う予定であり、今後改訂手続きを実施していく予定です。